

政策資料

No.257

《復刊152号》
1988年2月1日

巻頭言 高杉廸忠 1

〈特集〉

I 1988年度予算編成に関する資料

- 党首会談に当たっての提案 2
- 政府予算案について(談話) 5
- 政府及び自民党税調の来年度税制改正についての答申、大綱について(談話) 7
- 「昭和63年度予算大蔵原案」について(談話) 8
- 農林水産関係予算についての申し入れ 9

II 1987年アジア人権フォーラム

関係資料

- 基調報告——平和・自由・平等・発展のアジアを民衆の力で—— 11
- アジアの人権確立をめざす行動計画(案) 16
- '87 アジア人権フォーラム
「神戸アピール」 17

〈資料〉

- ※首相訪米に当たっての申し入れ 19
- 今後の税制改革について 20
- 韓国大統領選挙の結果について 21
- 中海・宍道湖干拓淡水化問題に関する申し入れ 22
- 教育過程審議会の答申について 23
- インフルエンザ予防接種に関する申し入れ 24
- 国土利用計画法の一部を改正する法律案要綱 25

日本社会党政策審議会



GNP 大国から

人権・福祉大国へ

高 杉 稔 忠

政策審議会副会長

一九八八年は、国連総会で世界人権宣言が採択されてから四〇年目の記念すべき年に当たる。

私は、本年を経済先進国・人権後進国と国際的批判を浴びてゐる日本が、GNP信仰から脱し、人権先進国への道を歩むべきスタートの年となる“人権元年”にしてゆかなければならぬと思う。

今日、わが国の経済力は、世界経済の約一割を占め、自由主義経済圏全体の国民所得の一四%を占める国民所得を持つており、国民一人当たりGNPでは米国を追い越して、ついに、世界一の水準に達している。

もはや、日本は、疑うべき余地もない経済大国、GNP大国である。

しかし、私たちは、GNP大国という統計上、数字上の姿と、国民一人一人の暮らしのあり様、生活実感とを比較するとき、困惑せざるをえない。

「経済一流・生活二流」と言われてる様子、住宅環境・公園面積・下水道整備・福祉施設・教育文化施設等、私たちの社会生活をとりまく生活環境は決して満足のいくものではないからである。

そして、これら物的生活環境整備の課題に加えて、私は、もう一つ、

GNP 大国から

GN

I 一九八八年度予算編成に関する資料

一九八七・一二・二四

党首会談に当たつての提案

—一九八八年度予算編成に関する重点要求—

昨日内示された一九八八年度予算大蔵原案は、来たる八八年を国民生活向上、軍縮推進にとって重大な転換点とすべき年であるにもかかわらず、その時代認識と展望に欠けたものとなつており、均衡消極型の予算編成の継承線上にある。まさに、「増税隠し——不均衡・不公平助長の国民生活抑圧・軍拡型予算」というべき内容であり、混迷の色を深める経済環境の中で、生活不安・雇用不安に苛まれている国民全ての期待を裏切るものとなつてゐる。

わが党は、一九八八年度予算編成に当たつては、内需主導によつて実質5%程度の成長

1、所得減税の強化、大型間接税準備の中止

(1) 許されない政府統一見解の一方的破棄

「大型間接税は導入しない」との政府公約は、自民党内閣の国民に対する約束である。

したがつて、大型間接税導入を前提にした税制改革の議論・検討は中止し、仮りに、公約を反故にしようとする場合は、国民に改めて信を問うこと。

(2) 不公平税制の徹底的是正、一兆円規模の所得減税の実施

来年度は、公平・公正な税制の確立をめざし、かねて提案している不公平税制の是正を推進し、扶養控除等の引き上げによる課税最低限の引き上げ、家内労働の課税最低限のパート並への引き上げ、税率構造の簡素化などにより中低所得者の減税を厚くし、一兆円規模(税制改革以前の状態からすれば、三兆円以上の規模)の所得税・個人住民税減税を行

記

うこと。また、地価高騰による国民の過重な税負担を緩和するため、小規模居住用土地等にかかる固定資産税の据え置き、相続税における基礎及び配偶者控除、課税計算の特例の大幅な拡充等をはかること。

2、抜本的 土地対策の実施

- (1) 勤労者がマイホームを買える地価の実現

勤労者の年収の四～五倍で住宅を購入することができるようとするため、少なくとも住宅等における異常な地価水準を高騰以前の水準へ引き下げる措置を構ずること。そのため、「土地基本法」を制定し、抜本的な土地対策を強力に推進すること。

- (2) 四野党共同提出「国土法一部改正案」の早期成立等

臨時国会における土地に関する審議等を踏まえ、野党四党共同提案の「国土利用計画法の一部を改正する法律案」の早期成立を実現させるとともに、土地にかかる利益の的確な社会還元を図るため、法人の資産再評価・土地増価税等を含む抜本的な保有課税の改革を図ること。

3、防衛費の対GNP比1%枠厳守、経済協力の推進

- (1) 防衛費の対GNP比1%枠の厳守

当面、防衛費については、為替レートの変動、売上税歳出分等の節減により、今年度予算においても1%枠内に収めるよう第二次補正予算で措置するとともに、来年度予算においても、少なくとも防衛費の一%枠を厳守するため、前年度以下に削減すること。また、在日駐留米軍経費の負担にかかる「日米地位協定」の改定は行わず、「思いやり予算」の増額はやめること。

(2) 対外経済協力の質・量の向上

ODAは、戦略援助を改め、前年度当初予算比100%程度の伸びを確保するとともに、援助対象国の民衆の生活向上、経済の自立化に貢献するための援助システムの改革を早急に実施するため、「对外経済協力基本法」(仮称)を制定すること。

4、国民生活の向上と生活基盤の整備

(1) 生活基盤の整備

国民生活を質的に向上させるため住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源・緑化対策、地域交通整備などの生活・自然環境保全のための社会資本を継続的かつ計画的に整備していくこと。とくに住宅につけること。

(2) 社会保障の充実

国民健康保険制度については当面、医療の充実のため、医師・医療機関の偏在の是正、保健婦の増員、家庭医システムの創設、総合的な医療費の抑制策等を推進するとともに、財政制度等の改善については、安易な地方への負担転嫁制度の創設は中止し、国庫負担率の的確な引き上げを図ること。また、老人保健拠出金にかかる保険者負担増は絶対に行わないこと。また、老齢福祉年金の給付水準の引き上げ、在宅福祉の援助等を図るとともに、国立病院の統廃合を中止すること。

(3) 就業対策の充実

雇用対策の充実のため、雇用調整助成金制度・地域雇用開発促進法等の充実をはかるとともに、労働時間短縮のため官公署等の土曜閉庁の六三年度中実施、選択・有給・原職復帰の原則に基づく「育児休業法」「パート等保護法」(仮称)の制定、家族看護休暇の制度化等を図ること。また、中小企業に対する金融、税制上の助成措置を強化するとともに「下請代金支払い遅延防止法」の早期改正等を図ること。

(4) 円高差益の還元

円高差益の還元については、電気・ガス料金の再引き下げ、政府関与物資を中心輸入物資全般について流通機構の合理化等によ

り、徹底した差益還元を行うこと。また、経済企画庁による円レートの変動に伴う主要生活物品毎の定期的かつ適正な還元率の公表を推進するとともに、消費物資の差益還元を促進させること。

(5) 教育・文化対策の拡充

「六年制中学校」や「初任者研修制度」など国民的合意を欠く臨教審の具体化のための予算計上を中止し、四〇入学級の早期完結、私学助成の拡充、生涯学習の充実、外国人留学生の受け入れ促進等を進めること。さらに、地方文化施設の整備拡充、伝統文化・工芸などの育成、埋蔵文化財の保護など文化予算を大幅に増額すること。

(6) 整備新幹線建設問題

新幹線鉄道の整備は、JR各社との協議・合意を前提とし、その運営がJR各社の経営悪化をもたらさないよう国の責任で財政措置を講ずること。また、交通全体にかかる総合的な原則を制度として確立するため、安全、環境保全、費用負担のあり方を含めた「交通基本法」(仮称)を制定すること。

5、農林水産・地方財政対策の強化

(1) 農業の再建、自由化反対

農産物輸入制限一二品目の自由化は行わず、食管制度の根幹を堅持するとともに、容易な減反拡大を中止すること。また、生産資

材価格の引き下げ、專業・兼業の共存した地域農集団の育成による生産コスト削減、地域の特性と自然環境を活用した地域農業の振興策など農業の将来展望を明らかにすること。

また、治山・治水、環境の保全等の公益的機能を有する国有林野事業の財政再建のため一般会計からの繰り入れの増額をはかること。

(2) 地域経済振興・地方税財政の拡充

東京一極集中、地域格差是正をはかるため、首都機能の分散、分権・自治の推進に基づいた地域経済の振興、地方税財源の充実強化をはかること。

とくに、国庫補助に関する三年間の特例の中止、税源の不均衡に対応するため税目の拡充、税率の引き上げ等及び算定方法の改善など地方交付税制度の充実、起債償還財源の長期的保障、地方税の税目拡充、行財政権限の地方移譲などを実施とともに、過疎対策、半島振興対策の充実をはかるため、起債対象事業の拡大、補助の拡充等を推進すること。

6、当面・緊急の生活福祉対策

(1) 留学生の円高による生活費目減りに対する生活費補助、私費留学生授業料減免、民間寄宿舎入居一時金補助などの措置を講ずること。

留学生の円高による生活費目減りに対する生活費補助、私費留学生授業料減免、民間寄宿舎入居一時金補助などの措置を講ずること。

(2) 災害遭児の進学を保障するための「災害遺児奨学制度」を創設すること。

(3) 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業(福祉灯油)に対して積極的に補助すること。

(4) 行政窓口等に手話通訳者の配置や点字書

類を備えるとともに、各種の障害者の一般での就学や公共交通機関の利用など行政措置を進めること。

(5) 女性の厚生年金加入者が死亡した場合の受給資格を共済組合並に改善すること。

(6) 健康と環境を守るため、アスベストの完全廃棄に向けた三ヵ年計画の策定・実施、スパイクタイヤ規制と道路補修補助の拡充を推進すること。

(7) 国家補償の原則に基づき、原爆被爆者に対する各種給付を引き上げるとともに、「被爆者援護法」を制定すること。また、海外居住被爆者に対しても、国内に準じた措置を早急に講ずること。

(8) 国際人権規約選択議定書及び人種差別撤廃条約を早急に批准すること。

(9) 台湾人元日本兵に対する補償、公的年金における恩給欠格者の軍歴通算等、戦後処理問題について的確な措置を講ずること。

(10) 婦人問題専管の女性大臣をおき、婦人問題について的確な措置を講ずること。
題企画推進本部(本部長=内閣総理大臣)の副本部長に任すること。

(11) 地震予知対策の充実を図るとともに、千葉地震の災害復旧対策を強化すること。

(12) 地価暴騰によって国際関係に支障を来すことがないよう、国の責任で外国大使館向けに安価で便利な土地・建物の供給を行うなどの援助策を講ずること。

(13) 国民の税金である行政経費の無駄を徹底的になくすため、会計検査院の権限強化等の措置を講ずること。

右、申し入れる。

一九八七年一二月二十四日

日本社会党中央執行委員長

土 井 たか子

自由民主党總裁
内閣總理大臣

竹 下 登 殿

一、本日閣議決定された一九八八年度政府予算案は、竹下内閣が初めて編成したものであるが、中曾根前内閣の概算要求基準を忠実に踏襲した予算案であり、いま求められている時代認識も将来社会への展望もない「増税隠し、不均衡・不公平助長の国民生活抑圧・軍拡型予算」であり、旧い旗をかざしたままの竹下色なしの竹下丸の船出といえる。現在、外交・軍縮、国際・国内経済、社会のあらゆる部面で、歴史的な転換期にあり、新たな設計図が求められているにもかかわらず、その努力、見識、哲学の片鱗も見られず、時代逆行の予算案といわなければならぬ。それは、世界が軍縮時代に入ろうとしているのに軍拡を志向し、経済大国と生活小国とのギャップを埋め、国民生活に展望を与えなければならないのに、全く逆の予算を編成したことに特徴的に現われている。

日本社会党政策審議会 会長 伊 藤 茂

また一ドル二三三円で経済見通しをたて、同一三五円のレートで予算を組んでいるが、世界経済は不安定性を極めており、現在一二五円からさらにドル安傾向を強めている状況であり、政府はどのようにして経済見通しの想定を保証しようというのか、全く展望を明らかにしていない。

一、政府予算案は、経済見通しの名目成長率と同じく対前年度当初予算比で四・八%伸びており、六年ぶりの積極予算というが、業界（公共事業二〇%増）や米国（防衛費の突出優遇、ODAの増額）に対しても、國民に対しては生活抑圧を続けている。「昭和六五年度特例公債依存からの脱却」という財政再建目標の達成と内需拡大の両立をいくら強調しても、それは財政運営の最も重要な目的である国民生活向上を忘却し、数字合わせの成功を取り上げた場合にのみ妥当しうることである。特

一九八七・一二・二八

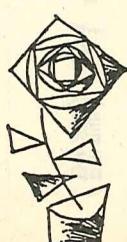
一九八八年度政府予算案について（談話）

例公債発行額削減（一兆六六〇〇億円）を自己目的化し、経済的経費の削減を継続させ、社会保障、教育など国民生活関連の予算を切り詰め、特例による国の補助の繰り延べ措置と地方財政・住民への負担転嫁などを継続・強化し、とくに国保制度の改悪を図ったことに国民無視の政府の姿勢が如実に現われている。また、NTT株の売却益の利用等による公共事業の拡大もその内容、事業配分等に問題がある。民活による大型プロジェクト推進、大企業の利益誘導最優先の態度を強める一方で、大都市圏の地価急騰で窮地に立たされている国民の生活救済のための土地・住宅対策は極めて不十分であると断ぜざるをえない。

一、米ソ核軍縮合意に象徴される国際的な軍縮・平和の機運の高揚に敵対するかのように、二年連続の防衛費のG.N.P比1%枠突破を大前提にし、1%枠大幅突破の大軍拡予算を決定したことを見過ごすわけにはいかない。大蔵原案の段階で既に三兆六七〇六億円、四・四%増（対G.N.P比1・〇〇五%）であったが、政府予算案では五・二%増とさらに優遇され、対前年度一般歳出増約四〇〇〇億円のうち一五〇〇億円以上を防衛費が占めるに至っている。毎年のよううに、復活財源の大半が防衛予算の上積みに使用されるが、とりわけ今回は、復活段

階で、F.S.X（次期支援戦闘機）、A.S.W（対潜水艦作戦）センター、イージス艦、O.T.Hレーダー等最新技術を結集した正面装備費の重要な項目の購入費・調査費等が認められており、それは日米共同作戦へのさらなる傾向（安保体制の強化）、海上防空を建前にした侵略軍としての自衛隊の増強＝防衛から侵略への戦略転換を意味している。これは軍縮・平和を率先して推進しなければならないわが国の責務に真っ向から反する行為であり、絶対に容認することはできない。

一、政府・自民党は、大衆増税を狙つた大型間接税導入を来年秋の法案成立を前提に進めようと画策しているが、断じて認めるわけにはいかない。「増税なき財政再建」「大型間接税は導入しない」というのは、自民党政府の国民に対する約束であり、たとえ内閣が代わっても自民党政権である限り、公約は継承される。その公約を反故にしようというなら、国民に改めて信を問うのが民主主義の常道である。まして、売上税廃案を教訓にして、予算成立後に法案を提出するなどという姑息な手法はとるべきではない。また来年度の税制改正案では、緊急の改革課題である不公平税制徹底是正、所得減税強化、相続税等の軽減が抜本改革への組み込みを理由に先送りされてしまったことは誠に遺憾である。



政府及び自民党税調の来年度税制改正についての答申、大綱について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

一、政府税調、自民党税調の答申、大綱は、税制抜本改革の早期実現に言及しながら、「当面必要とする改正」を拾い上げたとしているが、これは、「一般消費税」「売上税」と同質同類の大衆大増税案提案の「露はらい」という今回の答申・大綱の性格を露骨に示している。

しかも、大型間接税（新）に対する国民の審判がすでに下されているという事実に目をつむり、売上税法案廃案の二の舞いを踏まないため、予算案が衆議院を通過した後に「抜本改革案」、「大（新）型間接税」を提案しようという政府・自民党の態度は、中曾根前内閣の国民に対する「公約違反」対に認められない。

一、答申、大綱においては、土地・住宅税制

わが党は、売上税法案における野党共闘の成果を踏まえ、野党一致団結のもとで通常国会において大増税案提案の「露はらい」税制改正案の審議ではなく、不公平税制徹底是正、所得減税・政策減税の推進のための抜本的改革案審議を追求する。

小規模住宅用地（二〇〇平方メートル以下）の固定資産税については、その税額を特例的に据え置くべきであり、相続税の軽減は直ちに行うべき緊急課題である。また、居住用財産の買い替え特例の原則廃止では転勤等のやむを得ない人が救済されず、金

額の上限を定めて存続させるのが適当である。
また、石油税、たばこ消費税が財源対策として場当たり的に増税されているが、こうした安易な増税策の繰返しは厳に慎むべきものである。

一、わが党は、これまで強く主張してきたように、国民の税に対する信頼を確立するため、早急に不公平税制の是正に取り組まなければならないと考える。六三年度においては、今夏の臨時国会で定められた所得

減税を含め三兆円以上の所得減税を実施し、加えて内需拡大のためにも住宅減税、固定資産税・相続税等の軽減を図るべきである。

わが党は、売上税法案における野党共闘の成果を踏まえ、野党一致団結のもとで通常国会において大増税案提案の「露はらい」税制改正案の審議ではなく、不公平税制徹底是正、所得減税・政策減税の推進のための抜本的改革案審議を追求する。

「昭和六三年度予算大蔵原案」について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、米ソ核軍縮意に象徴されるように、国際的に軍縮・平和の機運が盛り上がる中、防衛費の対GNP比一%枠突破予算を大蔵原案の段階で早々と継続したことは、軍縮を率先して推進しなければならないわが国の責務に反することであり、絶対に容認することはできない。

一、本日内示された「昭和六三年度予算大蔵原案」は、経済社会が不案定性を深める中につて、来る八年を内需拡大・軍縮推進にとつて歴史的な転換点とすべき年であるという時代認識、将来展望がまったく欠如しており、まさに、「増税隠し—不均衡・不公平助長の国民生活抑圧・軍拡型予算」というべき内容であり、経済・生活不案に陥っている全ての国民の期待を裏切るものとなつてゐる。

今、竹下内閣が早急に取り組まなければならぬことは、国民生活向上を軸とした内需主導の経済成長によつて国際的な政策協調の実現を目指し、経済財政運営を抜本的に転換することであり、竹下カマーも出せないまま、国民生活抑圧・軍備拡大の中曾根路線を継承することではありえない。

一、大蔵原案は、経済大国・生活小国という歪んだ現実から、豊かな国民生活へ転換する視点を全く欠いている。「昭和六五年度特例公債依存からの脱却」という政治スローガンの達成を財政運営上の原則とし、そのため単なる数字合わせを自己目的化し、社会保障、教育など国民生活関連の予算を切り詰め、国保制度を改悪するなどという国民無視の辻褄合わせをこれ以上継続することは認められない。

一、わが党は、来年度予算編成について、実質経済成長5%、失業率2%以下を目指し、社会保障の充実、大型間接税の導入による大衆増税の企ての放棄、税制の歪みの是正と税負担の公平化の実現、生活関連の社会資本の整備、抜本的な土地対策の実施、自治体財政の確立などを優先させ、防衛費については対GNP比一%枠を堅持し、国民生活重視・国際協調・積極型予算を編成することが、現在竹下政権に課せられた責務であるとの確信をもつてゐる。政府はわが党の主張を大胆に受け入れ、今回の大蔵原案を抜本的に修正し、政府予算案を編成するよう強く求める。

また、「増税なき財政再建」「大型間接税は導入しない」との自民党政府の国民に対する約束を破棄し、大衆増税を狙つた大型間接税導入を来年秋の法案成立を前提に進めようとし、緊急の改革課題である不公平税制徹底是正、所得減税強化、相続税等の軽減が先送りされていることは遺憾である。

一九八八年農林水産 関係予算についての申し入れ

一九八八年度（昭和六三年度）の農林水産関係予算編成に当り、農業再建、食糧自給率向上、森林、林業の活性化、国有林野事業の再建、水産業の振興のため、左記事項に関しその実現をはかるよう強く要請する。

記

I 農業関係予算について

一、農産物輸入制限一二品目の自由化をいわゆる「八品目」を含めすべて拒否すること。

牛肉・オレンジのこれ以上の輸入自由化、枠拡大は行わないこと。

米の輸入自由化は絶対に行わず、国内食品産業保護のため米加工品の輸入も削減すること。

また、飼料穀物を中心に輸入相手先が一国偏重の農産物輸入政策を改め、当面輸入相手国を多元化するとともに、中・長期的に主な農産物についての自給体制（穀物自給率六〇%）を確立すること。

二、「二重価格制度により安全な食糧を安定的に供給する」という食糧管理制度の根幹を堅持するとともに、良質米奨励金を削減しないこと。七七万ヘクタールに及ぶ水田

農業確立対策における減反に農村が疲弊していることに鑑み、安易な減反面積の拡大を中止し、米飯給食の拡大、純米酒の振興等の米消費の拡大、流通段階における適正な在庫量の確保など、米需要拡大策を講ずること。また、飼料用米、アルコール用米を開発・振興すること。

三、米・麦については国営検査制度を堅持すること。

七、農林水産省に「負債対策室」を設け、既住債務を含む農家負債に対する抜本的な施策を講ずること。

八、ミカン、鶏卵等の過剰・価格暴落に対する抜本的施策を講ずること。特に、果樹農業振興特別措置法第五条発動による輸入ミカンへの規制や、いわゆるヤミ増羽等への規制を発動すること。

II 林業関係予算について

一、森林・林業活性化対策

1 国産材振興対策

国・公共施設の建築にあたつては、国産材を使用するよう指導するとともに財政上の優遇措置を講ずること。個人住宅建設にあたつて国産材を一定量以上使用した場合は、住宅金融公庫の貸付金利の軽減を行い、国産材の耐久性を考慮して償還期間の延長をはかること。また、間伐材の利用方法の開発を促進す

ることに留意しつつ積極的に行うこと。

六、国民合意に基づく国内農業生産振興と自給率向上をはかるため、農機具、肥料、農薬等生産資材価格の引き下げによる生産コスト削減、地域の特性を活用した地域農業の振興をはかり、安全な食糧を国内生産により安定的に供給できる体制を確立すること。

るとともに、間伐材利用による建築について
は貸付金利及び税の軽減をはかること。

基づき、漁港施設等の整備を引き続き推進
すること。

二、二百海里体制の定着化に対応して、わが

国も全面的に二百海里の設定を行い、その

森林資源の整備充実と生産基盤の整備対策
緊急間伐を必要とする一九〇万ヘクタール
の民有林人工造林地の内、実施率は七〇%に
とどまっていることに鑑み、一九八七年度よ
り三ヵ年で完全に実施すること。また、三ヵ
年実施を実効性のあるものとするため、補助
率の引き上げ、融資内容の改善（利子軽減・
償還期間の延長）を行うこと。

現行の「森林資源に関する基本計画」に基

づく林道網整備計画を、国産材時代の到来す
る二〇年後を展望した計画に変更し、国庫補
助率の大幅引き上げ、融資の無利子化を実現
すること。

二、国有林野事業の財政再建対策

公益的機能発揮のための費用について一般

会計から特別会計に繰り入れること。

長期借入金について、民有林に準じて償還
期間・据置期間を延長するとともに、借入金
利子についても三・五%とするなど。この措
置は既借入金についても適用すること。

III 水産関係予算

一、漁業生産基盤の整備をはかるため、新し
い第八次漁港整備計画を促進すること。ま
た、新しい第三次沿岸漁場整備開発計画に

五、漁業外交を積極的に展開する等、海外漁
場の確保をはかるとともに、捕鯨資源を的
確に把握するため、国の責任による調査捕
鯨を積極的に推進すること。

右、申し入れる。

一九八七年一二月二三日

農林水産大臣 佐藤 隆殿
日本社会党中央執行委員長 土井 たか子
日本社会党農林水産部会長 竹内 猛

農林水産大臣 佐藤 隆殿

三、中小漁業の経営を安定させるため、中小
漁業融資保証制度を拡充するなど、特定漁
業生産構造再編成事業を拡充強化するこ
と。また、漁協信用事業整備強化対策を拡
充強化し、円高による輸出不振、魚価低落
対策を積極的に促進するとともに、北洋漁
船関連漁協対策を積極的に行うこと。

四、漁村における福祉制度を確立するため、
漁業者年金事業費の助成、水産業改良普及
事業交付金制度を堅持するとともに、漁業
後継者対策、高齢者対策を積極的に促進し、
北洋漁業減船に関連して離職する漁船員と
漁協職員離職者の雇用を確保すること。



特集

II — 一九八七年アジア人権フォーラム関係資料

基調報告

—平和・自由・平等・発展のアジアを民衆の力で—

’87 アジア人権フォーラム実行委員長
土 井 たか子

おはようございます。土井たか子です。

87 アジア人権フォーラムを主催する日本社会党を代表して、また、このフォーラムの実行委員長として、まずこのフォーラムのために、はるばるアジア各地から駆けつけて下さった

日本の各地各分野で人権のために闘つておられる多数の方々もおみえいただいております。お忙しい中、このフォーラムに御参加下さり、本当にありがとうございます。

さて、皆さんに残念なニュースをはじめにお伝えしなければなりません。本来ならば、この会場にマレーシアの友人であるチー・ヨク・リンさんの元気なお顔を拝見できたはずことは、國らずもこのアジア人権フォーラムが開かれなければならなかつた理由を明らかにするものだと思います。

手前味噌で申し上げるわけではありませんが、日本社会党は、これまでにも社会主義インテルナショナルの友党とともに、あるいは単

としてフィリピンからも、タイからも、インドネシアからも来て下さいました。拍手でお迎えしたいと思います。また会場には、日頃、

87 アジア人権フォーラムを主催する日本社会党を代表して、また、このフォーラムの実行委員長として、まずこのフォーラムのために、はるばるアジア各地から駆けつけて下さった

日本の各地各分野で人権のために闘つておられる多数の方々もおみえいただいておりま

す。お忙しい中、このフォーラムに御参加下さり、本当にありがとうございます。

さて、皆さんに残念なニュースをはじめにお伝えしなければなりません。本来ならば、この会場にマレーシアの友人であるチー・ヨ

独で、アジアにおける平和の問題、反核の運動、人権の問題等について、十分とはいえないが、取り組んできた歴史をもつております。想い起こせば一九五三年、ビルマのラングーンで開かれたアジア社会党会議の創設大会には、左右両党あわせて二五名が参加し、この大会には、部落解放の父・松本治一郎先生も参加されました。日本社会党は、アジア、そして人権の問題を党の重要な課題と考えてきました歴史的出発点を持つていたのです。それから三〇余年、私たち社会党にとっては初めて、アジアの人権問題で国際会議を主催することになりました。画期的な試みである、と私は思っております。

このフォーラム準備のために二年がかりで、さきほど開会あいさつされた本岡昭次さんを中心を作業をつみかさね、その努力の上にやっと実施することができました。それだけに実り多い会議にしたいと思います。どうか、私たちの姿勢を評価下さり、会議の終るまで、そして、それ以降も私たちのアジア人権外交に御協力下さるようお願い申し上げます。

ここでより括弧的に今回のフォーラムを開催する私なりの思いを述べさせていただきたいと思います。

まず第一に、日本は世界一の輸出国、世界一の貿易黒字国、世界一の一人当たりGDPを

誇り、「国際国家日本」などと政府は自画自賛しています。しかし「国際国家」の内実は一体何なのでしょう。最も身近な在日外国人であり、アジア人である在日朝鮮・韓国人そして中国人に対して、私たちは未だに差別的な法度を持ち、人権抑圧の状況を少しも変えられずにいます。国際人権規約の選択議定書も、人種差別撤廃条約も批准していません。在日外国人への指紋押捺の強制を少しも改めようとしません。日本でも部落、少数者、女性、障害者への差別が存在しています。経済的効率性を極限まで追い求めるこの「会社国家」の中では、効率のものさしだけが価値基準となるピラミッド社会がつくられています。「経済大国」「国際国家」は、このように差別、抑圧の上に成り立った「人権小国」「友人のない国家」「友人をもてない社会」にほかならないのです。人びとの多様な嗜み、多様な個性が花開く、ゆったりとした、思いやりのある社会への道を私たちは歩むべきではないでしょうか。アジア人権フォーラムへの私の第一のお願いは、こうした社会をめざすため、皆さまのお智恵を拝借し、差別、抑圧の現状を語つていただきたいということです。

第二に、この日本の巨大な経済力——それをGDPで測りますと、日本一国のGDPがアジア二五億人のGDPの一・五倍を超えるほど巨大である——が、経済力の弱いアジア

(もちろんアジアだけではありません)に向かわれたとき、そこにはさまざまな人権抑圧の状況が生み出されているという事実です。私たちはこの問題をフォーラムの中で取り上げ、それを克服する道を探りあてる必要があります。

進出企業は、相手国政権と癒着するなかで、人びとにとつてかけがえのない環境を破壊し、資源をただカネにまかせて買いあさっています。労働基本権すら認められない抑圧状況で、利潤追及にはしる日本企業にとって、一部権力者は友人になりえても、大多数の人びとが友人になるはずはありません。

援助にも問題があります。とくに、政府開発援助(ODA)の日本の昨年度の海外援助は、国民総生産(GNP)の〇・二九%程度です。これを今後〇・三五%にするため三年間で援助額を三五〇億ドル上積みするという指針を政府は示しています。アジア向けがその約七割を占めるといわれています。

そのアジア援助が、ほんとうにスラムの解消や子供たちの教育充実につながっているのでしょうか。

政府同士、企業そして一部政治家が密室で援助計画を決定し、人びとの真のニーズとか離れた援助がしばしば行われています。人権抑圧の状況を一層悪化させることにすらなっています。マルコス政権をみればこのこと

は明らかです。援助基本法もなく、議会に充分な情報も提供せず、援助される地域の人びとの声すら反映されない援助を私たちは問題にしなければなりません。私たちはぜひ国内法制度を整備することが必要であると考え、まず海外援助協力基本法の制定に向けて努力しているところですが、さらにいつそうその実現に向けて力をつくしたいと思います。

経済協力のおかげ、円高のおかげで一年に二百数十万人の日本人がアジアに旅行に出かけます。男性が七五%です。何を言わんとしているかお分りだと思います。「買春ツアーハ」は相も変らず続いているのです。アジア蔑視、女性蔑視を端的に表わすのが買春ツアーハです。人権小国、友人のない国だけでなく、私たちはセックス・アニマル、とまで呼ばれています。企業進出によって繁栄している、援助は良いことだ、日本は貿易によって国が成り立っている……こうした“常識”的な事態に、ある数々のおぞましい事態に目を向けなければならぬと思ひます。ここに参加して下さったアジアの友人から、フォーラムで多くの証言がなされるものと期待しております。

さて、そこでいま社会党からこの「アジア人権フォーラム」に四つの権利を提唱したいと思います。

その第一は、平和に生きる権利であります。かつて日本帝国主義は、近隣のアジア諸国を侵略し、多くの人びとの生命を奪い、生活を破壊し、また日本人自身も滅亡の淵に陥りました。その傷あとは、いまもなおアジア各地で人びとの心と暮らしの中でうずき続けています。それにもかかわらず、その日本において、教科書への干渉と書き換えや靖国神社国家護持が政府の手で行なわれ、軍事費がG.N.P.-%枠を超えて、このままでゆけば日本はふたたび世界有数の軍事大国になってしまします。

たしかに、今日の日本国民の半数以上をしめる若い世代は、かつての戦争に直接の責任を負うものではありません。しかし、西ドイツのワイツゼッカーハー大統領が言つたように、「過去に目を閉ざすものは、結局のところ現在を見るることもできない」のです。私たちは決して侵略の歴史を忘れてはなりません。

一方、アジアは米ソ超大国を頂点とする世界的な核対峙と軍事的緊張のただ中に置かれています。

と同時に、アジア諸国においても、いまだ軍事紛争や軍事的緊張が絶えず、国内の軍事化と軍事的抑圧も続いております。このような体制下で、日々貴重な生命が失われづけています。そしてその背景に、大国の利害による支援が存在することを、私たちは決して

見逃すわけにはいきません。軍備増強と社会の軍事化、軍事抑圧に反対し、それをやめさせることは、日本とアジアの民衆が共に有する「平和に生きる権利」の主張であり、共通の課題であります。

△自由に生きる権利△

第二に、自由に生きる権利が確立されなければなりません。日本ではいま、社会の複雑化と技術の高度化に伴つて、「あり余る自由」があるかのような意識も存在していますが、同時に大規模かつ広範な情報の管理と誘導が進んでおり、その頂点に「國家秘密法」や「有事立法」の動きが顕著になっています。しかも、この新しい管理社会化の下で、底辺の労働者、女性、障害者、部落民、アイヌ、そして朝鮮・韓国人を初めとする在日外国人などの昔ながらの差別が温存され、新しい形での差別が生み出されています。この新しい形の「管理と抑圧の構造」に私たちは注目したいと思います。

私たちは、抑圧に粘り強く抵抗し、軍事的・強権的政権を追い詰め、民主化と自由への大道を切り開いた民衆の輝かしい行動とその成果を、最近いくつかの国において目撃してきました。民衆は、自らが社会の主人公であり、歴史の主人公であることを、ふたたびアジアの各地で証明しつつあります。しかし一方で、

この民主化のうねりに対抗する激しい逆流と陰の動きも存在しています。このため、なお多くの人びとが命を奪われ、傷つき、獄に囚われ、苦しみと悲しみの声をあげつづけております。

しかも、このような抑圧と民衆の苦悩の背後には、諸大国の利害や戦略に基づくさまざまなテコ入れ策が存在しております。アジア諸国に政治的、経済的に深いかかわりを持つ日本、とりわけ日本政府は、こうした現状に大きな責任の一端を負っています。したがつて私たち日本人は、人間としても日本人としても、アジア諸国による民主化の達成と苦悩からの解放のための努力に対し、具体的行動で連帯していくことが必要であります。

△平等に生きる権利△

第三に平等に生きる権利が保障されなければなりません。

おなじ地球上に生まれながら、アジアの人びとの一人当たりG.N.P.は四〇〇ドル、日本はその四〇倍もの一万六〇〇〇ドル（八六年）になります。アジアの人びとは身の回りの森林もお魚も、自分が生産した砂糖も椰子油も、自分たちの生活の糧にできず外国に売らざるを得ない状況にあります。経済的強者はますます肥え太り、貧者はますますやせ衰える構

造があります。日本国内にももちろん、不平等、格差は存在します。しかし、より大規模に日本とアジアの間には、不平等があります。それは人間がつくり出したものです。だから人間の手でつくりなおすことができます。飽食と飢餓がかつてない規模でこの地球上に存在しています。これはコインの表裏の関係です。男の特権の裏に女性差別があり、健常者の快適の裏に障害者の抑圧があり、日本の豊かさの裏にアジアの貧困があります。平等に生きる、口で言うのは易しいが実行することは難しい。しかし、日本とアジアとの関係の現状は不条理で、許しがたいような人為的不公平構造があります。私たち日本人のライフスタイルを含めての根本的な平等化への努力が求められていると思います。

△人間的発展の権利△

平和に生きる権利、自由に生きる権利、平等に生きる権利とともに、その中で私たちは「人間的発展の権利」を実現しなければなりません。

日本は今日、年間一〇〇〇億ドルもの貿易黒字と、一人当たりでは世界一というG.N.P.をもつに至りました。しかしその裏には、「うさぎ小屋」とやゆされる住宅事情や長時間労働、とりわけ膨大な中小・零細企業の労働者や女性労働者に対する大きな差別的賃金・労

働条件と、多大な犠牲が存在してきました。このような状態にもかかわらず、最近日本には、異常な「日本優越主義」とでもいうべき思想がふたたび蔓延しつつあります。中曾根前首相の少数民族と女性に対する悪名高い差別発言は、はしなくもそれを現わしたものであり、その傾向はますます悪い方向へ向かいつつある、という強い危惧を私は抱いています。

もうひとつ、今日の日本を支えたのは、アジア諸国の安い賃金と労働力であつたことを見逃すわけには参りません。周知のとおり、日本の輸出の三割はアジアへ、輸入の五割はアジアから、海外投資の三割がアジアへとうようく、アジア諸国に対する日本の経済的きずなと影響力の大きさは絶対的なものがあります。そのうえで今、一種の「アジア・ブーム」というべき意識が広がっています。「ダニアミックに発展するアジア」とか、「二一世紀はアジアの時代」というようなキャッチフレーズも目立ちます。

しかし、このような見方は、アジアの「ぐく一面だけを強調したるもので、アジアの眞の現実であるアジアの民衆の姿とその暮しには目をふさいだものといわざるをえません。例えばフィリピンでは、「一九七〇年には四八%であつた貧困層は、八二年には六八%に増えている」といわれたし、韓国の表現を借りれば、

「貧益貧、富益富」（貧しい者はますます貧しく、富めるものはますます豊かになる）といふのが、アジアの姿ではないでしょうか。そして、アジアのダイナミズムをいうなら、抑圧と貧困からの解放と自立を求める民衆の渴望と行動にこそ目を向けなければなりません。

アジアの人びとの、自立的発展の努力を最低限妨害しない、できれば、ともに自立に向けて協力し合う関係を築きたいと思います。企業進出、ODA、そして貿易、それらがアジアの人びとの発展を阻害しないよう私たちは監視しなければなりません。アジアは日本を必要としないが、日本がアジアを必要としている」というアジアの友人のことばを噛みしめたいと思います。

いまアジア各地のスラムで、農村で、経済的にも社会的にも自らの足で立ち、手をつなぎ、新しい生活を創り出そうとする試みが発展しつつあることを私たちちは知っています。日本でも、このようなアジアの民衆と連帯し、「共に生き」共に発展することをめざして行動する人びとが現われてきています。

こうしたアジアの「北」と「南」を結ぶ「人間の鎖」（ヒューマン・チェイン）を幾重にもつなぎ合うこと、それこそが、平和で、自由で、平等な、そして人間的発展が保障されるアジアを築く道筋ではないでしょうか。

それは私たち日本人、日本社会のありようを見直し、変えてゆくことでもあります。日本政府の外交姿勢を変え、政府のいう「国際国家日本」から「もう一つの日本」すなわち「平和・人権の日本」をめざすことでもあります。

この基調報告の最後に、私は社会党の「アジアの人権確立をめざす行動計画案」を皆さんに「提案させていただきます。この「行動計画案」は、今回のフォーラムを一回限りのイベントに終わらせるこことなく、社会党がこれを契機にアジアの人権問題にさらにかかわっていく証として、またその指針として作成しようとしているものです。「行動計画案」の詳しい内容についてはフォーラム資料を参照いただくとして、ただここでひとつだけとくに強調しておきたい課題があります。それは

「アジア人権基金」の設立です。この基金は、日本やアジア諸国のNGOの相互交流や協同研究の促進のための、いわば市民財團となるもので、これが実現すれば、先ほどいった「北」と「南」を結ぶ大切な「人間の鎖」（ヒューマン・チェーン）のひとつつなぎができるあることになるでしょう。政党政派を超えて、大きな市民運動として基金設立に取り組みたいと考えています。この基金構想を含め、「行動計画案」について皆さんの積極的なご意見を期待します。

最後に私は、皆さんとともに、日本国憲法の前文の一節を再確認したいと思います。

「われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めていける國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

ご静聴 ありがとうございました。



来年は、「世界人権宣言」の四〇周年であります。国連でもさまざまな取り組みが検討されているようです。私たちは、アメリカのジエシー・ジャクソン牧師のいつた「日本は貿易黒字国だが、モラルでは赤字国」という汚名をそそぐためにも、来年がアジアにおける日本の「人権元年」となるよう頑張りたいと考えております。

最後に私は、皆さんとともに、日本国憲法の前文の一節を再確認したいと思います。

「われらは、平和を維持し、専制と隸従、

アジアの人権確立をめざす行動計画(案)

はじめに

アジア近隣諸国の人々に対する日本または日本人による人権侵害、並びにこれと関わる日本国内のあらゆる差別を克服するために、私たち日本社会党はこれからどのような取り組みを進めるのか——この行動計画は、その草案であり、87 アジア人権フォーラムに参加される方々をはじめ、関心を持つ多くの人々によつて御検討いただくための叩き台である。

これを起案するに当たり、私たちは、自分にとってアジアとは何かを問い合わせるところから討論を始めた。半世紀近く前の日本の侵略による生傷が、そこには今なお残っていること。近年、急速に増大した日本の対外援助と資本の進出が、近代化・工業化の一助となつてゐる反面、社会的・文化的にはかえつて混乱をもたらしていること。これらにもかかわらず、私たち日本人の多くは、ともすると歐米諸国に対しては劣等感を、アジアに対しては優越感を拭い去れないこと。

このような現状を乗りこえるために、私たちは次

ちは次の三つを基本視点として踏まえることとした。その第一は、アジアのなかまとしての信頼と協力の関係を築くことが、過去の過ちを再び繰り返さない唯一の道であること。

第二に、開発援助は、彼我の国における政府及び企業のためのものではなく、相手国の

人々の日常生活の充実・発展に協力するためのものであること。第三に、どの国においても、人権侵害の具体的な事例を解決してゆく努力を通じて民主主義が定着し、市民が政治をとり戻す回路を築くことができるということ。

二、経済協力基本法の制定と国会の特別委員会の設置

わが国の对外援助は、量的拡大から質的充実の時期を迎えている。つまり、相手国の人々の生活向上に真に役立つかどうか、政府開発援助の決定過程は適切かどうかなどについて見直すとともに、自治体や市民団体による協力活動を支援する必要がある。

これらのため、経済協力基本法の制定及び国会における経済協力調査特別委員会の設置をめざし、当面、上記の人権議員連盟による共同提案の検討に着手する。

三、アジア人権基金(仮称)の設立

アジア諸国の人権の状況について、主として日本との関わりの面から調査するとともに、内外の人権諸団体の活動、とりわけ市民団体による对外援助や相互交流を支援するため、アジア人権基金(仮称)の設立をめざす。

アフリカにおいても近く同様のものが登場する。アジアが立ち遅れているのは、日本政府の非協力に主な原因がある。

そこで、まず国会で政府に積極的な姿勢を求めるとともに、各党の国會議員有志による人権議員連盟をつくり、準備のための研究を

開始する。

なお、この行動計画全体が、この目標実現に向けた条件整備の意味を持つことは言うまでもない。

行動計画の内容

一、アジア人権条約の締結とアジア人権機構の確立

国連のイニシアティブのもとで、ヨーロッパ及び米州人権条約並びに機構があり、また

その運営は、国内の人権関係団体によることとし、必要に応じてアジア人権情報センターとしての役割をも担うこととする。

設立準備に当たっては、土井委員長が他党及び市民代表と共によびかけ人となつて、直ちに設立準備委員会をつくり、広く募金活動を行うこととする。

四、関連する法・制度・政策の改善

- ① 条約の批准関係……国際人権規約の選択議定書並びに留保事項の批准、人権差別撤廃条約その他ILLO諸条約の批准など。
- ② 国内法の整備関係……経済協力基本法の制定、情報公開法の制定、外登法の改正、部落解放基本法の制定、アイヌ基本法、定住外国人基本法の検討作業の推進など。
- ③ その他の行政措置……人権擁護制度の抜本的強化、国際機関に対する任意拠出の大、アジア諸国からの出稼労働者の実態把握など。

五、人権国会のプロデュース

一九八八年中に開かれる国会の一定期間（二～三週間）を人権国会とし、すべての常任委員会で人権問題からの政策提起並びに政府追及を集中的に展開することとし、他政党委も、国会運営上の協力を求める。その準備に当たつて、関係市民団体によるプロジェクト・チームの組織化をよびかける。

人権国会の期間中、自治体議会においても、

これと連動する取り組みが行われるようにする。

力所とし、将来、各都道府県に設置することをめざす。

留学生の生活支援
急激な円高や賃の値上がりなどに苦しむ留学生に対し、宿舎の整備、住宅費補助の増額、日本語教育の充実、私費留学生（八割近くを占める）の援助などを推進するよう国・自治体に働きかける。また、社会党の各級議員によびかけ、私費留学生の身元保証人を引き受けること、安価な貸間の提供やホーム・ステイを引き受けることなどを定着させ、異文化とともに生きる努力から始める。

七、人権監視ボランティアセンターの設置

国内における人権侵害の個別ケースについて、調査し解決する人権監視ボランティアの機能を強めるため、連絡センターを設置する。連絡センターは、当面、首都圏と近畿圏の二

一九八七・一一・二九

，'87 アジア人権フォーラム 「神戸アピール」

アジアは病んでいます。
いまも多くの国で厳しい政治抑圧の現実が

あります。多くの人々が豊かな自然の恵みを

奪われ、貧困の中に生きています。
アジアは踏みつけにされています。

日本などへ北々の経済協力は、多くの場

スを基本にすえながら、国・自治体の制度・政策の改善まで視野に置くようとする。
社会党の各級議員は、率先して人権監視ボランティアを引き受けるとともに、党の支社・協力者に積極的な参加をよびかける。連絡センターは、社会党が設置の準備に当たり、市民が運営する。

八、その他の取り組みの検討

- ① 社会党調査団のアジア・太平洋諸国への派遣を検討する。
- ② 在日外国人・留学生による人権ティーチインの開催を検討する。

一九八七年一一月二八日

合、^ヘ南^ベの民衆の生活や権利を向上させるものとなつていません。また、^ヘ北^ベは、^ヘ南^ベの国々に対していまも巧妙な政治介入を続けています。

しかし、アジアは蘇ろうとしています。
フィリピン、韓国、台湾などで示されたよ

うに、抑圧と貧困の構造を打ち破ろうとする「ピープル・パワー」がゆづくりと、しかし、たしかに広がっています。アジア各地の都市で、農村で、民衆自ら経済的にも社会的にも文化的にも新しい生活を創り出そうとする試みが発展しつつあります。

⁸⁷ 87 アジア人権フォーラムに参加した私達は、暗さと明るさをもつアジアの現状を報告し合い、よりよい未来に向けた方策を話し合つてきました。人権に国境はありません。私達は、貧困と飢餓、抑圧とみせかけの自由に分け隔てられたアジアをつなぎ合わせる「民衆の鎖（ヒューマン・チェーン）」が必要であること、ヒューマン・チェーンこそ平和・自由・平等・人間的発展の保障されるアジアを築く道筋であることを確認し合いました。

私達はまた、現在の日本の繁栄がアジア諸国の人々の犠牲の上に成り立つてゐることを見つめ、この現実を変えるために日本の人々がアジアの民衆と共に行動を起こすことがきわめて大切であると、確認し合いました。

いま日本のふるまいが、^ヘ外^ベに向かつ

て閉鎖的であり、^ヘ内^ベに向かつて差別的であると批判されるのは、物質的豊かさの裏に人間性の貧困が隠されているからです。物質的な貧しさを克服するとともに、人間的な豊かさを追求してやまないアジアの民衆に学ばなければなりません。

一九八七年一一年二九日

世界人権宣言の記念すべき年を、アジアから抑圧と貧困を取り除き、平和と人権を打ち立てる長途の“第一歩”としましょう。

私たち神戸の地から訴えます。



一九八八・一・一一

首相訪米に当たつての申し入れ

竹下首相の初の訪米は、今後の日米関係にとって決定的に重要な位置を占めている。

政治的・軍事的に同盟し、経済的に対立するという現在の歪んだ日米関係は、極めて不幸な事態であり、かつ危険である。こうした

歪んだ日米関係を招來したのは、自民党政府の長年の対米追随と対米貿易一辺倒の政策の結果であり、とりわけ中曾根内閣時代における「日米運命共同体論」に立つ「ロン・ヤス関係」のもとで、一層深刻な事態を招いたといふべきである。

したがつて、竹下首相は今回の訪米に際して、歪んだ日米関係を是正し、日米関係を子孫々にわたる平和・友好の関係として再確立することを基本に、以下の諸点について勇断をもつて首脳会談に臨むよう申し入れる。

記

一、米ソ間のINF合意が象徴するように、世界の潮流は核軍縮と新デタントの時代を迎えるとしている。しかるにアジア・太平洋地域においては米国の「海洋戦略」の展開と日本の加担の結果、緊急激化が深まりつつある。したがつて、わが国は世界最初の被爆国の立場をふまえ、すべての核兵器の廃棄に向けて核軍縮交渉を進展させよう米国に求めること。また、デタントに逆行するわが国への防衛力増強を日米貿易摩擦緩和の取り引き材料としないこと。

二、

日本は「非核三原則」を厳守することを基本に、核持ち込みの拒否はもちろんのこと、核支援システム・施設・装備などの撤去を求めること。

三、

「思いやり予算」という名目で在日駐留米軍経費の肩代わりを行うことは、日米安保条約とそれに関連する日米地位協定に明白に違反するので、取りやめること。

四、日米貿易の不均衡とドル安・円高の進展、為替レートの激動は、米国の財政赤字と貿易赤字が最大の要因である。したがつて世界経済の活性化と世界通貨の安定化をめざし、米国に対し「双子の赤字」解消のために最善の努力を尽くすよう要求すべきこと。

五、最大の懸案となつてゐる米国の農産物自由化要求には合理的な根拠は全く見出せない。したがつて、米国側が要求する農産物一二品目の「自由化」については、日本の実情を踏まえて根本的な見直しを求めるこ

と。

六、ODA（政府開発援助）を中心とする日

本の对外援助は「ロン・ヤス関係」のもとでますます「戦略援助」の傾向を強め、被援助国の人々の厳しい反発を招いている。したがつて、ODAはアジア諸国を中心とした発展途上諸国の民生の向上と安定に資するよう援助システムを含めそのあり方を見直すこと。

右、申し入れる。

一九八八年一月一日

一九八七・一二・二三

今後の税制改革について

日本社会党中央執行委員長
土井たか子

(社会、公明、民社、社民連政審会長会談における合意)

内閣総理大臣
竹下登殿

内閣総理大臣
竹下登殿



竹下内閣と自民党は、中曾根内閣当時の統一見解を白紙撤回して来年秋に大型間接税の導入をはからうとし、その具体化のための作業を開始している。これは議会制民主主義に反するものであり、国民の求める税制改革と高齢化社会への具体的政策展望の視点を失ったものである。われわれは拙速で抜本改革を行おうとすることに強く反対するとともに、国民の期待と要望にこたえる税制改革を推進するため、つきの諸点を共同して要求していく。

(一) 税制改革の民主的ルールをまもること

大型間接税導入せず、という中曾根前内閣の統一見解は、竹下現首相と共同責任で行なつたものであり、それを公約して総選挙が行われた。当然それは国会と国民に責任をもつものとして継承されるべきものであり、もし、竹下内閣が大型間接税を導入しようとするのなら改めて国民に問うのが税制改革の民主的ルールである。

(二) まず徹底不公平是正を行い、減税を強化することとする

税制の抜本改革の最優先課題として、不公平税制を徹底的に是正することは国民の強い要求である。われわれはすでに主要な税目について是正を提案してきた。キャピタルゲイン課税をはじめ各界から指摘されてきた是正策について政府は早急に作業を開始すべきである。そして今年行われた不十分な所得減税を強化するため一兆円程度の減税拡大をはじめ、相続税、各種の政策減税などを六・三年度に実施することを要求する。

(三) 現在の財政構造を洗いなおすこと

今まで政府は、財政洗いなおし、行政改革を行ってきたが、当面する経済社会の激変化と今後の社会構造変化に効果的に対応するものになつたとは言えない。二一世紀初頭にむけた新たな国民目標を考える時、現在の財政構造を徹底的に洗い直して今後の社会

に適応したものとしなければならない。それなしに拙速安易な増税を国民は了承しないであろう。

(四) 中長期の責任ある福祉政策を確立すること

政府自民党的税制改革の動きについて、われわれがとくに指摘したいのは、高齢化社会に備える安定財源確保を主要な目的といながら、今後急速に進展する社会変化に対応する新たな福祉システムへの政策努力を何らやつていないことである。二一世紀初頭にむけた大きな変化への総合的な高齢化社会ビジョンなしに、年金・医療をはじめとする財政需要に安易に増税に依存するだけでは破綻は明らかである。高齢化社会にむけて二一世紀福祉日本の総合計画ともいべき政策の確立が不可欠の前提である。それなしに大型間接税を導入しようとするのは無責任であり、政策的怠慢である。

(五) 三年間の国民的な税制改革討議を行ふこと

売上税問題の経過にみても、拙速を排するよう政府自身が厳しく認識すべきである。それにもかかわらず来年秋にむけて、売上税以上に短期間で導入しようすることは国民が認めないであろう。六五年までの福祉関係公的負担額と好調な今後の税収動向からみて

も、高齢化の切迫にはまだ時間的余裕がある。問題の重要性からみて、国民合意の形成に相応しい「税制改革国民会議」を設置し、三年間をかけ幅広い討議を行うべきである。われ

一九八七・一二・一七

韓国大統領選挙の結果について

日本社会党書記長

山 口 鶴 男

一、今回の韓国大統領選挙は、長年にわたる軍事政権の支配の下で、一貫して民主回復

を要求してきた韓国民が勝ち取った民主的な大統領直接選挙として、今後の韓国の政治方向を決定することは勿論、朝鮮半島、延いては東北アジアの情勢に大きな影響を与えるきわめて重大な意義をもつ選挙であり、我々もその推移を大きな関心をもつて見守ってきた。

が実現出来なかつたことは、惜しみても余りあると言わなければならぬ。

一、しかし選挙結果からも明らかのように、金泳三候補と金大中候補の獲得した票が、盧泰愚候補の得票数をはるかに上回り過半数を超えていることは、いかに多くの国民が、民主、平和、生活向上、民族統一の実現を望んでいるかを、事実をもつて示している。

盧政権もこの国民の意思を無視して政治を進めることはできないであろう。

我々は新政権が選挙で示された民意を尊重して、六・二九声明や改正憲法で保障されている言論、出版、集会、結社の自由等々

われはこのような立場から建設的かつ具体的な政策提案のために真剣に努力するものである。

基本的人権を尊重し、すべての政治犯を釈放して、民主国家を実現し、南北の対話と緊張緩和を推進し、国民の念願である自由的平和統一の達成へ向けて積極的な努力を払うよう期待する。

中海・宍道湖干拓淡水化問題に関する申

問題に関する申し入れ

意思を冷静に判断して、今までの軍事政権、財閥との癒着関係を清算し、韓国の民主化の前進、国民生活の向上、朝鮮半島の緊張緩和と自主的平和統一に寄与できる外交政策に転換すべきである。

三、わが党は困難な状況の下で善戦した金泳三、金大中両氏に深い敬意を表明し、今後の相互協力を心から期待するとともに、両党をはじめとする民主勢力との連帯関係を強めつつ、国民大衆の立場に立った交流を進め、眞の日韓友好関係の発展に努力する決意である。

局長及び中海干拓事業所長並びに建設省出雲工事事務所長等の説明を受けるとともに現地を視察、関係地域住民団体等からの陳情、意見聴取を行うなどの現地調査を行った結果、左記の通り申し入れるものである。

一、治水への影響と水質の悪化や汚濁、魚類の死滅や生態系の破壊を招くとともに、住民生活や景観の保全などに重大な影響を及ぼす限定的淡水化施行計画を含む中海・宍道湖の淡水化は中止すること。

上する」と。

日本社会党中央本部及び国会対策委員会は、島根・鳥取両県本部並びに関係住民団体等の要請を受け、中海・宍道湖干拓淡水化の実情と問題点を把握し、国政に反映させるため衆参両院の農水、建設、環境等各委員からなる表記の調査団を編成し、一二月二〇日、二一日の両日現地に派遣、農水省中四国農政

三、本庄工区については、営農見通しが立たないこと、国においても一九八七年度七七万ヘクタールの減反を実施し、来年度以降さらに減反面積の拡大をせざるを得ない状況にあることなどから、この際、干拓を中止することと。

五〇〇ヘクタールの既耕地の農業用水確保等については、現在同地においても減反を実施していくことなどを考慮し、今後さら

一九八七・一二・二四

教育課程審議会の答申について

日本社会党文教部会長

馬 場 升

一、教育課程審議会は、本日幼稚園から高校までの「教育課程の基準の改善」について答申を行なつた。答申は、小学校の社会科と理科を廃止し「生活化」を設ける、高校の社会科を解体し、「公民科」と「地歴科」に分ける、能力・適性を理由として中学校に習熟度別学級編成の道を開く、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌として強制するなど極めて問題のある大改定となつてゐる。

二、この答申は、中曾根前政権の「戦後政治の総決算」の一環である「戦後教育の見直し」に歩調を合わせて進められたものであり。戦後教育改革の象徴でもあつた「社会科」に対する攻撃はその具体的あらわれである。そのため政府・自民党は、審議会を

に水田の汎用化をすすめ、極力畑作への転換をはかるとともに、宍道湖の淡水化によらない用水の確保をはかること。

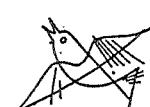
「国語」教育に盛り込ませただけでなく、教育改悪の路線を継承すべきではない。したがつて、この答申に基づいた「学習指導要領」の改定を行なわないよう、強く要求する。

また、審議会について、政府の恣意的、一方的な委員の任命や密室的審議の現行制度を抜本的に改め、真に国民合意をもとにした開かれたものとして民主的な改編を行なうべきことを改めて明らかにするものである。

「隠れミノ」として政治的に利用し不当な圧力を加えた。これは、高校社会科の解体を強引に盛り込んだ去る一月末の「審議のまとめ」に対する、抗議を込めた委員の辞任という事態を見ても明白である。

三)、答申は、教育課程を能力主義と競争原理、そして「新国家主義」のもとに再編成しようというものである。

とりわけ問題なのは、国際化や「世界の中の日本」を言いながら、国際主義とは反対の国家主義意識の涵養を企図している点である。しかも、何らの法的根拠も国民の合意も欠く「日の丸」「君が代」を「国旗」「国歌」として強制しようとしていることは、断じて容認出来ない。道徳教育についても、



インフルエンザ予防接種に関する申し入れ

一九八七年一一月二八日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

厚生大臣

藤本孝雄殿

今年度におけるインフルエンザ予防接種のシーズが終わろうとしている。われわれは、本年八月の公衆衛生審議会の意見に基き、その実施方法に大幅な改善が図られるものと期待したが、各地の情況はこれを裏切るものであることが明らかになりつつある。このため貴省においては、左記の諸点について早急に対応されるよう申し入れる。

記

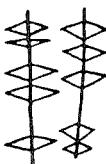
三、インフルエンザによる死亡率は、高齢者が高く、義務教育段階の年齢においては、きわめて低い。それにもかかわらず、容易に集団接種が行なえるからといって児童・生徒を対象とすることは、行政の怠慢といわなければならない。そこで、高齢者その他いわゆる高危険群に対する接種に重点を置くよう指導されたい。

記

一、インフルエンザ予防接種は、予防接種法による受診義務があるとはいえ、それはあくまでも国民の自発的意願によるべきである。昭和五一年の法改正により、これを受ける義務から罰則が外された趣旨もここにある。したがつて、この観点に立つて、それが強制的に実施されることのないよう指導を徹底されたい。

二、インフルエンザ予防接種は、法律上、都道府県知事が「疾病のまん延予防上必要がある」と認めるときに行なう臨時の予防接種である。したがつて、毎年これを実施す

の通知が示された。保護者に対し、審査経過及び認定拒否理由を詳らかにするとともに、今後、審査が速やかに行なわれるよう改善されたい。



五、昭和五八年一一月に発病した埼玉県上尾市の小学生の場合、予防接種健康被害認定申請後、三年も経過してから「認定せず」

国土利用計画法の一一部を

改正する法律案要綱

(社会、公明、民社三党共同提案)

第一 規制区域の指定の強化

規制区域の指定要件を「地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域」とし、「土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれ」がない場合であつても、規制区域として指定することができるものとすること(第十二条第一項関係)。

第二 一定額以上の土地取引に係る資金に関する事項の許可申請書への記載等

土地に関する権利の移転等の許可を受け、又は届出をしようとする者は、当該土地に関する権利の移転等の予定対価の額が政令で定める額以上である場合においては、総理府令で定める当該土地に関する権利の移転等に要する資金に関する事項を許可申請書に記載し、又は届け出なければな

許可又は届出に係る土地が、現行の法定面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で別に定める面積以上の一团地である場合には、当該土地が遊休土地である旨の通知をすることができるものとすること(第二十八条第一項第一号関係)。

第五 施行期日

第三(国等が行う土地に関する権利の移転等の通知等)に関する改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること(附則第一項関係)。

第六 その他

その他所要の規定の整備をすること。

知らないものとすること(第十五条第一項及び第二十三条第一項関係)。

第三 国等が行う土地に関する権利の移転等の通知等

対象とともに、国等がこの届出を要是、当該国等の機関は、届出に代えて、当該土地に関する権利の移転等の予定対価の額その他の総理府令で定める事項を都道府県知事に通知しなければならないものとし、この通知を受けた都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該国等の機関に対し、適正な地価の形成を図るために必要な措置等について協議を求めることができるものとすること(第二十三条第二項第三号及び第二十七条の五関係)。

第四 遊休土地である旨の通知の面積要件の

引き下げる



国土利用計画法の一部を改正する法律案

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十
二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の五」を「第二十七条
の六」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、当該都道府県の区域の
うち、地価が急激に上昇し、又は上昇する
おそれがあり、その事態を緊急に除去しな
ければ適正かつ合理的な土地利用の確保が
著しく困難となると認められる区域を、期
間を定めて、規制区域として指定するもの
とする。

第十三条第一項中「土地の投機的取引及び」
を削る。

第十五条第一項中第六号を第七号とし、第
五号の次に次の一号を加える。

第六 土地に関する権利の移転又は設定の
予定対価の額が政令で定める額以上であ
る場合においては、総理府令で定める當
該土地に関する権利の移転又は設定を要
する資金に関する事項

第二十三条第二項第一号イ中「都市計画法」
の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加え、

同項第三号中「当事者の一方又は双方が國
等である場合」を削る。

第二十七条の四中「該当するため同条第一
項」を「該当し、又は次条第一項に規定する
場合に該当するため第二十三条第一項」に改
める。

第五章中第二十七条の五を第二十七条の六
とし、第二十七条の四の次に次の一条を加え
る。

（国等が行う土地に関する権利の移転等の
通知書）

第二十七条の五 国等が第二十三条第一項の
規定により届出を要する土地売買等の契約
の締結をしようとする場合には、当該国等
の機関は、同項の規定による届出に代えて、
当該土地に関する権利の移転又は設定の予
定対価の額その他の総理府令で定める事項
を、総理府令で定めるところにより、都道
府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知
があつた場合において必要があると認める
ときは、当該国等の機関に対し、適正な地
価の形成を図るために必要な措置等について

協議を求めることができる。

第二十八条第一項第一号中「面積」の下に
「に満たない範囲内で都道府県知事が都道府
県の規則で別に定める面積」を加え、同条第
二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項
を加える。

2 第二十七条の二第二項の規定は、前項第
一号の都道府県の規則を定めようとする場
合について準用する。

第三十九条第九項中「及び第二十七条の三
第四項」を「、第二十七条の三第四項及び第
二十八条第二項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、目次の改正規定、第二

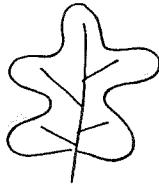
二十三条第二項第三号の改正規定、第二
十七条の四の改正規定及び第二十七条の五
を第二十七条の六とし、第二十七条の四の
次に一条を加える改正規定並びに次項の規
定は、公布の日から施行する。

2 改正後の国土利用計画法（以下「新法」
という）第二十八条第一項第一号の規定に
よる都道府県の規則の制定（新法第四十四
条の規定により地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百五十二条の十九第
一項の指定都市（以下「指定都市」という）

の長に適用があるものとされた新法第二十
八条第一項第一号の規定による指定都市の
規則の制定を含む。)については、都道府県
知事及び指定都市の長は、この法律の施行
前においても土地利用審査会及び関係市町
村長の意見を聞くことができる。

理由

最近における地価の高騰に対処するため、
規制区域の指定を強化し、国等が行う土地に
関する権利の移転等についての通知等の制度
を設け、遊休土地である旨の通知の面積要件
を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。



絶賛発売中!!

第108・109回

国会報告

《1987年度版》

- 売上税廃案・公正な税制をめざして
- 国会活動の焦点
- 重要法案の解説
- 法案一覧表
(政党別賛否等対応一覧)

価格：900円（送料：1冊250円）

A5版：381頁

発行／日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館内
電話 東京03(581)5111第(代表) 内線3880~4番

編集後記

『新年おめでとうございます。

昨年は地価急騰に始り土地狂乱に終りました。これほど重大かつ深刻な問題はないと思っています。かつて西ドイツの学者らから「日本は戦争ではなく土地問題で崩壊するかも…」と。驚くことに日本には、未だに地籍すら整つておらず、もちろん土地基本法もなく、土地税制は混乱、ズサンの極みです。さらに法人の遊休地は都内に数千haも。欧米の官僚が「日本もイタリアのように土地再評価税を創設すれば労働者に一五年間も無税にできる」というように天文学的巨大な資金(土地担保)は、いま世界のビル、土地、絵画を賣いあさつてジャパン・パッキングの背景ともなっています。また彼らは地上げ屋をも操作して、『狂乱社会』を現出させています。そして暴力団をも一気に肥らせてしました。

それにひきかえ、日本のワーカー・ホリック(働くかされる中毒)は『不況?』とやらで、さらに労働時間が延び、ウサギ小屋も高地価でネズミ小屋へ。この哀れな実相は、先のドス黒い総裁選と同様、世界から嘲笑、蔑視されています。

この歐米と日本の文明史的格差の根源は?。歴史は繰返すように再び米ソは握手し

“經濟帝國主義日本打倒”へ、かつての独伊はすでに反日側へカジを?…。日本はどこへ行く?。今年こそ大切な日本丸を正しい進路へ転換させなくては…。本年もよろしく。”尊家のご多幸をお祈り申し上げます。”——という賀状を差し上げ、激励された▼筆者も含め虚礼廢止が不可能なら、この「年賀」という日本の伝統的相互文通期を徹底したプロパガンダに活用してきているところである。それは毎年、知人友人に對し、「年頭に當たって」の抱負よりも、クレージーな現代政治、経済、文化に警鐘を乱打しながら民主的社會主義建設の必要性とその基本方向を訴えてきているので、本年も前述の賀状を海外をも含め全国の友へ差し上げた次第である▼新年度予算にみる竹下政権の“哲学”はゼロであり、自然増収がありながら全くの無策で、前号本欄の「留学生問題」への貧困さも變らない。つまり増収分の使い方も分からぬその竹下政府が再び「増税だけは断固やる」というのだから話にならない。一日も早く三百席のおごりを打破しなければなるまい。結局は総選挙必勝態勢の整備であり、すべてはそれに收斂、帰納する。とにかくそれしかないのである。

(S)

「政策資料」購読料のお知らせ	
定価	一部 三〇〇円
送料	一部 五〇円
年間購読料 四二〇〇円（前納）	
ご送金は左記へお願いいたします。	
郵便振替 東京8-80821	
又は	
大和銀行 衆議院支店	
普通 203888	
日本社会党政策審議会	

政策資料編集委員会	
委員長	伊藤茂
編集委員	五十嵐広三
	細谷治嘉
	清水勇
	田中恒利
	河上民雄
	戸田菊雄
	中西績介
	糸久八重子
	村沢牧
	安恒良一
	志苦裕
	押田三郎
兼事務局長	瀬尾忠博
会計監査	渡辺博
	佐藤敬治
	温井寛
	上野雄文

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1988年2月1日発行

政策資料第257号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価 300円 (送料 50円)
